

提案仕様書

(明石市観光振興基本構想改定支援業務委託)

1 業務目的

本業務は、全国的な観光需要の高まりや神戸空港の国際化など本市を取り巻く環境が大きく変化する中、効果的な観光施策を実施していくため、「明石市観光振興基本構想（以下「基本構想」という）」の改定を行う。

2 業務場所

明石市内（ただし、本市が必要と認める場合はその限りではない。）

3 履行期間

契約締結日の翌日から2027年（令和9年）3月31日まで

ただし、履行期間内であっても、本市から個々の成果品等の提出指示があった場合においては、受託者はこれに従うものとする。

4 業務内容

本業務の内容は、改定に必要と思われる事項として以下を基本とする。ただし、プロポーザル実施により決定した受託者の企画提案等の結果により、内容の変更又は追加を求める場合がある。

(1) 観光振興基本構想の改定支援業務

- ・基本構想の実施期間については5年間とする。
- ・本市の観光の現状を分析し、課題の整理を行うこと。
- ・地域が持つ本質的な資源、価値を整理したうえで、コアバリューの抽出、ターゲット設定、ブランドストーリーの構築を図るための支援を行うこと。
- ・観光振興の基本戦略や実行するための推進体制に求められる機能、役割について提案すること。
- ・KPIを設定するとともに、その測定方法について提案すること。測定方法については、今後、継続して調査及び分析が簡易に可能なものであること。
- ・本編、概要版を電子データにて作成すること。

(2) 観光振興基本構想審議会（以下「審議会」という）、ワーキンググループの運営支援業務

【審議会：10名程度を想定】

- ・市民、学識経験者、観光関係団体等から構成する審議会を設置し、構想改定に向けた協議を行う（4回程度を想定）。

- ・受託者においては、開催スケジュール及び審議会の協議内容について提案すること。
また、審議会の会議資料を作成すること。

【ワーキンググループ：20名程度を想定】

- ・地域の観光関連事業者等を対象としたワーキンググループを開催し、本市のコアバリューの抽出やターゲット設定、ブランドストーリーの構築などについて協議を行う（4回程度を想定）。
- ・受託者においては、開催スケジュール及びワーキンググループの協議内容について、提案すること。また、ワーキンググループの会議資料を作成すること。ワーキンググループの開催にあたっては、ワーキンググループのメンバー等から事前にヒアリングを行うなど地域資源を調査、整理すること。開催時は、ファシリテーターの役割を務めること。ファシリテーターには、さまざまな意見をまとめていく能力に長けた人材を充てること。
- ・ワーキンググループから得られた意見を審議会に諮り基本構想に反映させること。

(3) パブリックコメントの支援業務

- ・受託者は、パブリックコメントの実施にあたり、パブリックコメント用資料の作成及び提出された意見への対応策に対する検討・助言等を行うこと。また、本市と協議の上、意見を素案に反映させること。

(4) その他(1)から(3)に付随する業務

その他、基本構想改定のスケジュール管理及び改定作業に伴って必要となるその他の業務について、本市と適時協議しながら行うこと。

6 成果品の提出

本業務において作成した基礎資料については、すべて明石市にデータ（マイクロソフト社ワード又はエクセル又はパワーポイント等）として提供するとともに、以下の成果品の電子データを PDF 及び編集可能な形式で電子媒体にて提出すること。

なお、作成にあたってはユニバーサルデザインや見やすいフォント及び色使いに配慮するとともに、図表、フローチャート、写真等を適切な配置で活用し、視覚的に分かりやすいものとなるよう工夫すること。

- (1) 本編
- (2) 概要版

7 その他

- (1) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、本市と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行すること。

- (2) 収集すべきデータの内容及びその取扱いについては、本市と協議のうえ決定し、実施すること。
- (3) 受託者は、本業務の遂行にあたり本市から資料等の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに返却すること。
- (4) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、本市に帰属する。また、本市の許可なく成果物を他に利用、公表又は貸与してはならない。
- (5) 受託者は、本市が必要に応じて成果物の変更、その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しない。
- (6) 第三者が所有するイラスト、写真等を使用する場合は、受託者の責任において著作権処理を行うこと。
- (7) 本業務において送信する電子メール及び電子ファイル、電子媒体等についてはウィルスチェックを行うこと。
- (8) 本市が提供する業務に必要な情報資産の管理に万全を期すとともに、業務上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了、または解除された後においても同様とする。
- (9) 受託者は、業務委託の実施により知ることができた個人情報を他人に知らせてはならない。また、本市が貸与した個人情報が記録された資料を承諾なしに複製・利用してはならない。
- (10) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めがない限り、すべて受託者の負担とする。
- (11) 業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じたことにより本市が協議を申し出た場合、受託者は受託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (12) 本業務の実施に関し仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに双方で協議する。